

# ICT 国際競争力強化プログラム

平成 19 年 5 月 22 日

総 務 省

# 目 次

<b>目 的</b> .....	2
<b>基本プログラム</b> .....	3
1. 「ICT 国際競争力会議」の設置 .....	3
2. 「ユビキタス特区」の創設 .....	3
3. 「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の推進 .....	3
4. プラットフォームの開発・整備 .....	3
5. 重点分野における基本戦略の推進 .....	3
6. 「技術外交」の戦略的展開 .....	4
7. 通信・放送分野の改革の推進 .....	4
<b>個別プログラム</b> .....	5
1. ICT 研究開発強化プログラム .....	5
2. ICT 標準化強化プログラム .....	6
3. ICT 知的財産強化プログラム .....	7
4. ICT 人材育成プログラム .....	8
5. ソフトパワー強化プログラム .....	9
6. ICT ブランド向上プログラム .....	10
7. 国際展開支援プログラム .....	11
8. 税制・財政金融等支援 .....	13

## 目 的

平成 19 年度及び平成 20 年度を「ICT 国際競争力強化年間」と位置付け、政策資源の集中と選択、産学官の連携強化などにより、我が国が完全デジタル元年を迎える 2011 年までに、ICT 産業の国際競争力強化を実現するために、本プログラムを策定する。

本プログラムでは、これから成長するグローバル市場における我が国の ICT 産業の国際競争力を高め、我が国の経済的繁栄及び国民生活の向上に大きく貢献するとともに、国際連携・協調を重視し、ICT 革命の恩恵が実感できるユビキタスネット社会の構築を目指す。

本プログラムの実行に当たっては、基本プログラムで設置する「ICT 国際競争力会議」において、PDCA サイクルを着実に実施するとともに、定期的にフォローアップを行い、その結果を踏まえて、本プログラムを適切に見直すこととする。

## 基本プログラム

### 1. 「ICT 国際競争力会議」の設置

官民が継続的に ICT 産業の国際競争力を強化するための中核的組織として、「ICT 国際競争力会議」（議長：総務大臣）を総務省に平成 19 年 5 月目途に設置し、IT 戦略本部、経済財政諮問会議、知的財産戦略本部等との連携を図る。

なお、本年 1 月に総務省に設置した「ICT 国際展開対策本部」は、「ICT 国際競争力会議」の下に設置することとする。

### 2. 「ユビキタス特区」の創設

「ユビキタス特区」を創設する。世界初の ICT サービスが開発・利用できる環境を整備する。固定通信、移動通信、コンテンツ及びアプリケーションが融合・連携した世界最先端のサービスの開発・実証実験等が円滑に実施できるよう、規制改革を行う（別紙参照）。

### 3. 「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の推進

日本が強い領域をいかし、ICT 産業の国際競争力を強化するために、我が国の技術が先端的な分野において、次世代 IP ネットワーク、次世代携帯電話、ユビキタス端末・プラットフォームなどの「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」を重点的に推進することとし、平成 19 年 9 月までに「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の方針を策定するとともに、平成 20 年度予算要求など必要な政策支援措置を講ずる。

### 4. プラットフォームの開発・整備

我が国の要素技術の強みをいかした「低廉でグローバル市場で受け入れられやすく使いやすい統合プラットフォーム」を世界に先駆けて構築するため、プラットフォームの開発・整備に関する基本指針を平成 19 年度中に策定し、戦略的に取り組む。

### 5. 重点分野における基本戦略の推進

ICT 国際競争力強化の観点から、情報通信分野のうち、次世代 IP ネットワーク、ワイヤレス及びデジタル放送の 3 つの分野を「重点分野」と位置付け、各分野における「基本戦略」を平成 19 年度中に策定し、官民が協力して推進する。

## 6. 「技術外交」の戦略的展開

国際的な研究開発連携、国際標準化、知的財産戦略、経済協力等の具体的施策を一貫性・一体性を持って総合的・組織的に行う「技術外交」政策を、関係府省と連携して、戦略的に展開する。

また、本年1月に総務省に設置した「ICT国際展開対策本部」の活動を踏まえ、重点的に国際展開を図るべきシステム等について、官民が役割分担をし、相手国への計画的・定期的なミッションを継続的に実施する。

## 7. 通信・放送分野の改革の推進

通信・放送分野の改革を推進するため、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき策定された「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」を着実に実施する。

なお、「工程プログラム」は、随時その進ちよく状況を踏まえ見直す。

## 1. ICT 研究開発強化プログラム

### ○ICT 国際競争力強化施策への重点配分

総務省は、平成 20 年度予算要求において、将来の競争力強化につながる施策を含め、ICT 国際競争力強化に資する施策に重点配分を行うとともに、研究評価を適切に実施し、必要に応じてプロジェクトの内容を大胆に見直す。

### ○「ICT 国際競争力強化重点技術戦略」の策定

ICT 国際競争力を強化する観点から、平成 19 年夏を目途に「ICT 国際競争力強化重点技術戦略」を策定し、重点テーマを設定して研究開発を実施する。

### ○世界的研究開発拠点（集合知センター）の整備・充実

重点研究開発テーマに関して、平成 19 年度に、研究開発を効率的・効果的に実施するための研究開発拠点として、「集合知センター」整備について検討を行い、結論を得る。

### ○研究開発・標準化活動・知的財産戦略の一体的強化

我が国の国際競争力を強化していくため、研究開発テーマ選定や実施に当たり、標準化活動への取組や知財戦略が重要なものについては従来以上に評価項目の中で重視していくとともに、産学官連携のフォーラムを設立・活用することにより、研究開発と標準化活動、知的財産戦略の一体的強化を促進する。また、研究開発・標準化活動等の推進に当たっては、諸外国と戦略的連携を図る。

### ○基礎的研究開発の戦略的推進

イノベーション創出や国際競争力の源泉ともなる技術力を将来にわたり継続的に確保していくため、研究者の発意による独創性・創造性に富むほう芽的な研究開発及び将来、社会で広く必要とされる技術の研究開発を戦略的に推進する。

### ○情報通信ソフトウェア開発力の強化

情報通信ソフトウェア開発力の強化を図るため、平成 19 年度中に、競争力強化に関する施策を体系的に整理し、必要な支援策を検討する。優れた情報通信ソフトウェアの供給主体となり得るベンチャー企業の支援、ブラックボックス化されている情報通信ソフトウェアの安全・信頼性を検証・評価する体制の整備、政府調達を活用等により、情報通信ソフトウェア開発力の強化を図る。

## 2. ICT 標準化強化プログラム

### ○「ICT 標準化・知財センター（仮称）」の設置

研究開発、標準化活動及び知的財産戦略を一体的に推進するため、既存の社団法人等を活用して、「ICT 標準化・知財センター（仮称）」を設置する。

### ○「ICT 国際標準化戦略マップ」の整備

デジュール標準、デファクト標準及びフォーラム標準も含めた標準化に対する諸外国や国際機関における取組を整理した「ICT 国際標準化戦略マップ」を、「ICT 標準化・知財センター」等において平成 19 年度から整備する。

### ○「ICT 標準化エキスパート」の選定

ITU 等国際機関の標準化関係の役職経験者等を「ICT 標準化エキスパート」として選定し、標準化に関するノウハウ提供、関係者間の調整、国際会議への参加者に対するサポート等を行う。

### ○「ICT 国際標準化推進ガイドライン」の策定

企業の標準化活動への積極的な参加を促すために、平成 19 年度中に、標準化活動が経営に与える効果等を示す指標や標準化に関する基礎情報・ノウハウ、これまでの成功事例等を含む「ICT 国際標準化推進ガイドライン」の策定に着手する。

### ○標準化団体の活動強化・相互連携等

関連する標準化団体の標準化活動や相互連携を強化するとともに、NGN 等の重点分野については関係者による検討の場を設定し、戦略的に標準化に取り組む。

### ○企業の標準化活動への支援

企業における標準化活動を促進するために、国際標準化のための会合等への参加や標準化に貢献する研究開発に対して積極的に支援を行う。

### ○アジア・太平洋地域における連携強化

アジア各国における情報通信システムの開発・標準化へのニーズを把握し、域内の標準化協力の促進に資するため、技術者招へい、ワークショップ開催、人材育成ツールの開発等を内容とする「アジア・太平洋地域における標準化連携強化事業（仮称）」を実施する。

また、アジア諸国との共同研究を一層推進し、アジア諸国のニーズも柔軟に取り入れられるよう、成果の実証・検証をアジア諸国と共同で実施するよう配慮する。

### **3. ICT 知的財産強化プログラム**

#### **○「ICT 知的財産強化戦略」の策定**

国際競争力を有する技術とともに強固な知的財産権網をグローバルに確保するための方策、パテント・プールに関する方策など「ICT 知的財産強化戦略」を平成 19 年度中に、官民で検討し、策定する。

#### **○「ICT パテントマップ」の整備**

平成 19 年度中に、企業が効果的に知的財産戦略に取り組むことができるよう、「ICT パテントマップ」の策定方針について、官民で検討するとともに、重点技術の知的財産取得状況を整理した「ICT パテントマップ」の整備に着手する。

#### **○民間相談窓口の活用促進**

ベンチャー企業等の国際展開に当たり、

- ・ 全国の商工会・商工会議所に設置されている「知財駆け込み寺」
- ・ 日本弁理士会が提供している「弁理士ナビ」
- ・ 日本弁護士連合会の支援の下に誕生した「弁護士知財ネット」

等の活用を推進する。



## 4. ICT 人材育成プログラム

### ○ナショナルセンター的機能を有する高度 ICT 人材育成機関の在り方などを含む抜本的な高度 ICT 人材育成策の検討

中国、韓国、インド等の状況を踏まえ、トップレベルの高度 ICT 人材の年間 3,000 人育成支援のため、拠点大学院構想を支援するとともに、それらを統合するナショナルセンター的機能を有する高度 ICT 人材育成機関の在り方などを含む抜本的な高度 ICT 人材育成策について、平成 19 年度中に官民で検討し、結論を得る。

### ○カリキュラム・教材等による ICT 教育の充実支援

産学官が連携して、モデルカリキュラム（事業戦略策定に関する研修カリキュラム等）や実践的な PBL（Project Based Learning）教材等の提供を行うことにより、高等教育機関における ICT 教育の充実を支援する。

### ○研究開発プロジェクトを通じた ICT 人材の育成

情報通信研究機構等の集合知センターにおける研究開発プロジェクトへの産学からの人材受入れ、戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）の若手 ICT 研究者育成型プログラムの拡充、及び新たな人材育成型プログラムの追加により、ICT 分野の研究開発人材を育成する。

### ○高度 ICT 人材育成支援プラットフォームの開発

個々の高等教育機関の取組を連携して、効果的かつ効率的な人材育成手法を提供するために、高度 ICT 人材育成支援プラットフォーム（遠隔地間でも臨場感ある実践教育を可能とする e-ラーニング機能等）の基盤技術を開発する。

### ○高等教育機関等における国際交流・海外人材育成の支援

ICT 分野の大学、研究機関等において、アジア等を中心として各国からの学生・研究者・技術者の積極的な受入れを増やすとともに、諸外国の高等教育機関等が参加する国際的な研究集会、ワークショップ等の開催等を支援する。さらに、招へい・人材育成事業の充実、IP ネットワークを活用した高度な遠隔教育の推進等を通じ、海外における人材育成の強化を図る。

### ○初等中等教育における教育の情報化の推進

文部科学省と連携して、学校における ICT インフラの整備促進など、教育の情報化を推進する。また、「ICT メディアリテラシー育成プログラム」等の普及を図ることで、保護者や児童の情報リテラシーの育成に努める。

## **5. ソフトパワー強化プログラム**

### **○映像国際放送の充実**

日本という国の国際広報戦略やソフトパワーの強化を図るため、新たな外国人向け映像国際放送を平成20年度後半中に開始するとともに、インターネット配信についても早期に実施する。その成功に向けて官民の英知が結集されることを期待し、政府としても一体となって積極的な支援策を講ずる。

### **○コンテンツ流通の促進**

「コンテンツ競争力強化促進法（仮称）」を次期通常国会に向けて検討する。グローバルな市場で競争力を持つ放送番組などのコンテンツ制作とそのマルチユースを促進し、透明でオープンなコンテンツ取引市場を形成するとともに、その成果をクリエイターや利用者に適切に還元していく。

### **○海外へのコンテンツ流通ネットワーク開拓に向けた体制整備**

日本文化等に関する情報を発信し、海外からの理解を高めるには、海外の視聴ターゲットとして最適で、いわば「ジャパン・コンテンツの露出ウィンドウ」となり得るチャンネルの時間枠など、新たな流通ネットワークを開拓・確保し、ここに日本の放送コンテンツを継続して供給する仕組みが必要である。このため、海外メディアのスポンサーとなり得る企業や、放送事業者、番組制作者、関係府省等による、官民一体となった支援・協力体制を整備する。

### **○デジタルコンテンツの流通に関する新たなルールの形成等**

消費者の利便性の向上と権利の適切な保護のバランスを図る観点から、IP マルチキャスト放送の著作権法上の取扱いや、放送番組のマルチユースに向けた円滑な権利処理、コンテンツの保護に係るルールとその担保手法のあり方等、デジタル化時代に相応しい新たなルールの形成について、消費者、権利者、放送事業者、メーカー等幅広い関係者の協力を得て、推進する。

### **○コンテンツの多メディア展開を促進するプラットフォームの形成**

IPTV やモバイル等、消費者がコンテンツを視聴するメディアに係る選択肢を拡大し、コンテンツに関わる市場の一層の発展を図るため、端末、DRM 等、メディアに応じた新たなプラットフォームの開発及び普及を進める。

## 6. ICT ブランド向上プログラム

### ○「ブランド構築」の推進

日本の優れた ICT 技術・製品・サービスを世界に PR するため、官民の広報機能の強化・充実を図る。具体的には、平成 19 年度中に、先進的な海外事例等を調査・分析し、ロゴ、キャッチフレーズ、対象地域、広報手段等を定める「グローバル・ブランド戦略」を官民で検討する。

### ○「ICT ジャパン・キャンペーン」の実施

国や地域ごとに分野を戦略的に選定して日本のイメージ向上・情報発信強化を図るために、効果的なセミナー、最先端の機器を活用したデモンストレーション、展示会開催、世界へのジャパンライフ発信などを行う「ICT ジャパン・キャンペーン」の実施を支援する。

### ○「ICT ブランド発信モデル」の選定

企業やコンソーシアムの海外展示会参加等による海外広報活動を促進するため、特に日本の ICT ブランドイメージの向上に資する企業やコンソーシアムの活動を「ICT ブランド発信モデル」として選定し、重点的に支援する。

## **7. 国際展開支援プログラム**

### **○「ICT 国際展開対策本部」による支援**

本年1月に設置した「ICT 国際展開対策本部」（本部長：総務大臣）は、ICT 国際展開支援の総合的な窓口として、我が国の ICT 企業の海外展開の一層の支援を行う。同本部において、官民連携によるミッション団の戦略的形成・派遣を推進する。また、各国・各地域において企業の展開が可能となるよう、官民が連携して、その国・地域の市場や現地政府の動向等の情報収集に努める。

### **○「ICT 国際競争力強化指標（仮称）」の策定**

ICT 産業の国際競争力を評価するとともに、企業の国際重視志向の浸透を図るため、「ICT 国際競争力強化指標（仮称）」を検討し、継続的に公表する。

### **○国際機関の活動への貢献**

ITU、APT 等の国際機関の各種会合、フォーラム等を積極的に招請し、我が国の提案等に対する各国の理解を深める。同時に、APT など国際機関の事務局幹部ポストや研究委員会等の議長・副議長ポストの獲得など、国際機関での活動への積極的な貢献を行うための環境整備を推進する。

### **○現地の産学官との交流強化等**

海外での ICT セミナーの開催、海外の政府関係者・産業団体との意見交換、要人の訪日要請などにより、現地の産学官との交流を強化する。また、そうした活動を通じて得られた情報の官民での共有を図る。

### **○グローバル・ベンチャー企業創出の支援**

国際市場でも通用しうるICTベンチャー企業の海外進出を促進するため、海外市場調査、海外事業の企画等に関する支援を行う。また、国際戦略の策定や国際的な事業展開を遂行することが可能な人材の育成を支援する。

### **○マスタープランの策定**

ブロードバンドやIPネットワーク等の本格的な導入に向けた全体計画のモデル（マスタープラン）について、途上国の実情やニーズを踏まえ、関係者間で早期に策定する。

### **○在外公館との連携強化**

我が国の ICT に関する国際広報、イベントの開催、現地の ICT 事情等についての情報収集等に関して、外務省に協力を要請し、在外公館を拠点とした取組を強化する。

## ○アジア諸国を中心とした EPA 等の推進

日米、日 EU 及び日中間の規制改革対話に加え、アジア諸国との EPA 交渉を通じて外資規制等の規制の緩和・撤廃及び競争促進的な電気通信市場の形成に必要な制度の導入を働きかけるなど、これらの国々の市場環境整備を要請する。

## ○アジア・ブロードバンド計画の推進等

「アジア・ブロードバンド計画」を着実に推進するとともに、我が国の主導により、APEC 加盟国・地域間で共有すべき「アジア太平洋情報社会（APIS）の将来ビジョン」を平成 19 年末までに策定する。

## **8. 税制・財政金融等支援**

上記1～7のプログラムを、一層効果的に推進するため、各プログラムで示した措置に加え、税制、財政金融、ODAの活用等の支援措置を関係府省と検討する。

### **(1) ICT 国際競争力支援制度**

企業のICT投資、研究開発投資等を促進するための税制支援措置を検討するとともに、ベンチャー企業の国際展開を支援する措置を検討する。

### **(2) 政府調達**

調達関係の制度的枠組み等に十分配慮しつつ、ベンチャー企業からの調達拡大も含め政府自ら優れたICT技術等の採用を促進するためのガイドライン（「新ICT調達ガイドライン」（仮称））を検討する。

### **(3) 公的ファイナンス**

ファイナンス面から日本企業の国際展開を支援するため、海外投資金融等の拡充、プロジェクト・ファイナンスやストラクチャード・ファイナンス等の手法活用、ICT事業に係る海外での事業環境整備などについて、国際協力銀行等に協力を要請する。

### **(4) ODA**

ODAについて、ソフト支援（ICT人材育成等）の強化、ハード面とソフト面を一体とした包括的な支援への移行、広域的なネットワーク整備を支援するための複数国にまたがる広域ODA案件の一括要請・採択などについて、関連府省と協議する。

## ユビキタス特区について

### 1. 目的

国際的に優位にあるユビキタスネットワーク技術等を活用し、世界最先端のサービスの開発、実証実験等を促進し、日本のイニシアティブによる国際展開可能な「新たなモデル」を確立するとともに、豊かな国民生活の実現に寄与する。

### 2. 概要

#### (1) 総合的なプロジェクト

新たな価値創造につながる、固定通信、移動通信、コンテンツ及びアプリケーションが融合・連携したサービスの開発、実証実験等を実施する。

#### (2) 電波の利用

①電波の二次取引制度（今般創設予定）の携帯電話等への拡大について、次期通常国会に向け検討するとともに、特区において、携帯電話用等の周波数が利用されていない間、混信が生じない範囲でその有効活用ができる環境を整備する。

②周波数等をあらかじめ公示することにより短期で免許処理が可能となる実験等無線局制度を創設する。

#### (3) 環境整備

関係府省においても、ユビキタス特区におけるICT利用を促進する環境を整備する。

#### (4) 国際連携

国内での実施にとどまらず、他国においても一定の特典を有する特区（「ユビキタス姉妹特区」）を設けるよう働きかけるなど、国際連携のスキームを検討する。

### 3. 条件

#### (1) 場所

北海道、沖縄及び研究開発拠点が集積している場所であり、複数のプロジェクトの実証実験が行われる場所。

#### (2) 期限

2010年度末まで（プロジェクト終了のための利用者への対応が適切に講じられていること）。

（参考）プロジェクトのイメージ

- ・ 固定通信、移動通信、放送の融合・連携サービス、各種アプリケーションの開発
- ・ 携帯、自動車、家電、ロボット等日本の強みをいかした組合せプロジェクト
- ・ 世界最先端のユビキタス端末の開発・実証
- ・ 次世代携帯電話に関する開発・実証